

新潟市国家戦略特区推進本部設置要綱

（設置）

第1条 国家戦略特区の計画策定及び推進にあたり全庁的に取組むため、新潟市国家戦略特区推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国家戦略特区の推進に関する事項
- (2) その他本部長が必要と認める事項

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、新潟市庁議要綱（平成19年4月1日制定）第2条第1項各号に掲げる者（市長、副市長及び新潟市土地開発公社理事長を除く。）その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代行する。

（本部会議）

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

（部会の設置）

第6条 本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

- 2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、本部会議への報告書を作成する。
- 3 部会名、部会長及び部会員は本部長が指名する。
- 4 部会は、部会長が必要に応じて招集する。
- 5 部会長は部会を総括し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、政策企画部政策調整課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。